

国民生活審議会消費者政策部会

公益通報者保護制度検討委員会

第3回議事録

内閣府国民生活局

国民生活審議会消費者政策部会
第3回公益通報者保護制度検討委員会

開催日時：平成15年3月27日(木)9:30~12:10

開催場所：合同庁舎第4号館 第4特別会議室

議 事 次 第

1. 委員会報告(案)について
2. その他

配 布 資 料

- 資料1：公益通報者保護制度の具体的内容について(仮題)(事務局案)
- 資料2：公益通報者保護制度の具体的内容について(仮題)参考資料(案)
- 資料3：平成14年度国民生活モニター調査(12月実施)調査結果
(新たな消費者政策の在り方に関する意識調査)
- 資料4：フランスにおける労働者の表現の自由と解雇法制について

国民生活審議会消費者政策部会
公益通報者保護制度検討委員会委員名簿

委員長	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員長代理	升田 純	聖心女子大学教授
委員	浅岡 美恵	弁護士
	荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	稲岡 稔	(株)イトーヨーカ堂常務取締役総務本部長
	岩田 三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	遠藤 博志	(社)日本経済団体連合会経済本部長
	大杉 謙一	東京都立大学法学部助教授
	大村 敦志	東京大学法学部教授
	片山 登志子	弁護士、公益通報支援センター代表(共同)
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	清水 鳩子	主婦連合会副会長
	高濱 正博	(財)食品産業センター専務理事
	玉木 武	(社)日本食品衛生協会副理事長
	人見 剛	東京都立大学法学部教授
	宮本 一子	(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会消費生活研究所所長
	渡邊 和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長
	渡邊 佳英	東京商工会議所企業行動規範特別委員会副委員長、 大崎電気工業(株)代表取締役社長

国民生活審議会消費者政策部会
第3回公益通報者保護制度検討委員会出席者

委員長	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員長代理	升田 純	聖心女子大学教授
委員	浅岡 美恵	弁護士
	荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	稲岡 稔	(株)イトーヨーカ堂常務取締役総務本部長
	遠藤 博志	(社)日本経済団体連合会経済本部長
	大杉 謙一	東京都立大学法学部助教授
	大村 敦志	東京大学法学部教授
	片山 登志子	弁護士、公益通報支援センター代表(共同)
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	清水 鳩子	主婦連合会副会長
	高濱 正博	(財)食品産業センター専務理事
	人見 剛	東京都立大学法学部教授
	宮本 一子	(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会消費生活研究所所長
	渡邊 和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長
	渡邊 佳英	東京商工会議所企業行動規範特別委員会副委員長、 大崎電気工業(株)代表取締役社長

(以上17名)

松本委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「公益通報者保護制度検討委員会」の第3回を開会いたします。本日はお忙しいところお集りいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は16名の御出席をいただきまして、前回に引き続きまして、公益通報者保護制度の具体的内容について御審議をいただきます。

それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。

幸田消費者調整課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。1枚紙の議事次第の後に4つ資料がございます。

資料1は事務局で用意させていただきました「公益通報者保護制度の具体的内容について（仮題）」でございます。

資料2は「公益通報者保護制度の具体的内容について（仮題）参考資料（案）」でございます。委員会報告の報道の際に、参考資料として添付してはどうかという趣旨で事務局で用意させていただいた資料でございます。

資料3は本日、内閣府で公表いたしました新たな消費者政策の在り方に関する国民生活モニター調査の結果でございます。

資料4は「フランスにおける労働者の表現の自由と解雇法制」に関する資料でございます。

それでは、順次資料の順番に沿って御説明を申し上げます。

まず、資料1の委員会報告の事務局案をごらんいただければと思います。

この事務局案の作成方針といたしましては、前回までの委員会での御議論を踏まえ、合意あるいはコンセンサスが得られそうな部分、事項につきまして、なおかつ制度化に必要な事項ということで限定してまとめたという趣旨になってございます。

表紙を開いていただきますと、目次がございますけれども、「はじめに」のあとの「1. 制度の目的・必要性」から「4. 保護される通報先」までの構成としております。

1ページが「はじめに」というところがございます。最初の段落、それから2つ目の段落につきましては、国民生活審議会の消費者政策部会での中間報告の経緯、あるいはその概要について指摘を行ったということ、それから第3段落目で、消費者政策部会で公益通報者保護制度検討委員会の設置が決められたという経緯を述べてございます。

第4段落、第5段落にかけては、公益通報者保護制度検討委員会での議論の経過

を簡単にまとめてございます。

最後の段落でございますが、政府に対する当委員会としての要請事項という形で、必要な法制化を含め、早急に所要の措置を講ずるよう要請するという案をとりあえず書かせていただいております。

2ページをごらんいただきますと「1. 制度の目的・必要性」でございます。

(1)の部分が、まず、近年続発した企業不祥事に関する記述でございます。最初の段落は、企業不祥事によって、まず事業者側が消費者を始めとすると社会の信頼を大きく損なったという点を指摘しております。

(1)の2つ目の段落でございますが、消費者側から見まして、これらの事業者の法令違反により、さまざまな利益が侵害されることとなるということを記述しております。

(2)でございますが、これがいわゆる公益通報に関する記述でございます。最初の段落は、こういう企業不祥事の多くが事業者内部の従業者等からの通報を契機として明らかにされたということを述べております。

2つ目の段落は、こういう法令違反等の不祥事を内部で隠蔽することは可能ではなく、今後ともこのような通報が続くということを指摘しております。

第3段落目は「その一方」ということで、民間の通報者支援団体には、さまざまな不利益を受けているとの相談が寄せられているということを指摘しております。

(3)の部分が、こういった状況に対応するための基本的な方向性でございますけれども、最初の段落は、まず事業者において企業倫理の浸透とコンプライアンス経営の促進ということの自主的な取り組みが求められるということを指摘しております。

2つ目の段落が、同時にということ、「事業者による法令遵守を確保して消費者利益の擁護等を図るためには、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないようルールを明確化していくことが必要と考えられる」と記述しております。

3つ目の段落でございますが、このような保護を行うことは、法令違反に対する行政の監視機能を補完する仕組みとしても、また、事業者の法令違反に対する抑止力としても効果を発揮することが期待できるという記述でございます。

(4)の部分は、諸外国の最近の動きということで、英国の公益開示法、それから米国のサーベンス - オクスリー法など、公益通報者保護に関する立法が進められ

ているということを指摘しております。

(5)が、以上を踏まえまして、「本委員会としては、事業者による法令遵守を確保して消費者の利益の擁護等を図るために、公益通報者保護制度を整備する必要があるものとする」という考え方を述べてございます。

次に3ページでございますけれども、「2. 通報の範囲・内容」ということで、この制度が対象とする通報の範囲の問題でございます。

(1)の①でございますが、これは中間報告の指摘を受けた部分でございます。中間報告では、この制度を「消費者政策の在り方に関する検討事項の一つとして取り上げ、消費者政策の実効性確保の観点からできるだけ早急に具体化することが必要である」としてあり、それを踏まえ「まず、消費者利益を侵害する法令違反を本制度による通報の対象とすべきである」と、この委員会の基本的なマンドートの部分について述べております。②が「また」ということで、1つは「人の健康・安全への危険や環境への悪影響など国民生活にかかわる分野の法令違反は、本制度による通報の対象とすべき消費者利益の侵害と密接な関係にあり、通報の対象としてはこれらの分野も含めることが望ましい」ということで、中間報告で指摘されました消費者利益に加えまして、こういう国民生活に関わる分野も含めることが望ましいという方向性を示してございます。

ここで①の最後から2行目「消費者利益を侵害する法令違反」という表現を用いてございます。委員会の中で議論をいただいた際に、範囲のとらえ方としてはさまざまあるということで、例えば契約違反ですとか、不当な行為まで拾えるかという議論もございました。ここに関しては、例えば契約違反、不当な行為まで広げますと、その保護される対象範囲が不明確になる。例えば、通報しても事後的に保護されないというケースが出てくる恐れも踏まえまして、法令違反に限定する案をお示ししてございます。

また、仮に法令違反に限定するといたしましても、具体的にどういう法令違反が、この消費者利益の侵害に当たるかという点もまだ不明確ではないかというような問題点もあろうかと思っております。

今後、制度化していくに当たっては、どういう法令が具体的に当たっていくのかということについて検討、あるいは明確化することも更に必要になってくるのではないかと考えております。

(2)でございますけれども、「通報の真実性・誠実性」ということで、「労働

者は事業者に対し、服務規律の遵守や守秘義務などの誠実労働義務を負っている」ということで、1つには相当性も含めた真実性というものが通報に求められるということ、もう一つは、誠実性という部分でございますが、「怨恨、誹謗、中傷、恐喝などの不当な目的によるものではない」という表現で誠実性を書かせていただいております。

4ページは「3. 通報者の保護」に関する部分でございます。

(1)が通報者の保護をどうやって図るかということでございますが、①②が、今まで民事ルールというふうに呼んでいた部分でございますが、労働者が事業者内部の情報を外部に通報して信用低下等を招いた場合に、解雇等の処分を受けることが考えられる。しかし、消費者利益の擁護などの公益を図るために行われた通報については、こういう取扱いがなされないようにするべきであり、そのための民事ルールを設定する必要があるという基本的な考え方を述べております。

②は、そこを若干具体的に述べた部分でございますが、「このため」ということで、解雇につきましては、1つは無効とすべきである、それから解雇以外の不利益な取扱いとしては、1つには降格、減給等の懲戒処分のほかに不利益な配置転換等の事実行為も考えられ、これらも含めて不利益な取扱いをしてはならないこととすべきであると述べてございます。

③の部分は、委員会での議論の中で、行政法的枠組みと仮に呼んでいた部分でございますが、現在、個別の法律の中に、主務大臣への申告制度というものがございまして、これはア、イに書いてございますが、1つは行政機関へ通報する制度であるということ。それから罰則によって通報者保護を図っているということを主な内容といたしてございます。こういう仕組みにつきましては、当該法令の実効性を確保するという上では有効な手段と考えられるということで、個別の必要性に応じて検討が行われることが望ましいと記述してございます。

(2)でございますが、「通報者の範囲」ということでございます。

事業者には雇用されている労働者というものを保護の対象にする必要があると、最初の文章で述べております。「また」以降でございますけれども、元労働者、派遣労働者、それから「等」という表現で、などというような意味で書かせていただいておりますが、それらの取扱いなど、対象となる労働者の範囲について、更に検討する必要があるということ述べております。

5ページでございますけれども「4. 保護される通報先」ということで、(1)

は「事業者内部への通報」ということですが、文章の最後のところで、不利益な取扱いを受けることがあってはならないということで必要な記述をしています。

(2)は「事業者外部への通報」ということですが、前回の委員会での御議論も踏まえまして、「事業者内部に通報をすれば不利益な取扱いを受ける恐れがある場合等の一定の要件の下においては、事業者外部への通報も保護の対象とすべきと考えられる」としております。

(3)が「両者の関係」ですけれども、英国公益開示法においては、以下に掲げておりますように、通報先に応じた保護要件というものを設定しております。こうした例も参考として適切な保護要件を検討するべきであるというふうに記述させていただいております。資料1の説明は以上でございます、資料2の方に参りたいと思います。

これは、先ほど御説明いたしましたように、委員会報告の参考資料として、併せて添付して公表してはどうかと考えている資料でございます、必ずしも本日でなく後日でも結構でございますが、何か御指摘の点がございましたら事務局に御意見をお寄せいただければと思います。

ざっとごらんいただきますと、1ページは過去の企業不祥事の主な事例。

それから2ページ、3ページは、中間報告の抜粋部分でございます。

4ページは、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会で行われました、社会人、学生への意識調査、5ページ、6ページは、内閣府で行いました企業へのアンケート調査の結果。7ページは、国内の関係法令でございます。

8ページ、労働者の解雇に関する現在の規制、判例。それから本国会に労働基準法改正案が提出されておりますけれども、その概要。

9ページには、不利益な取扱いに関する法律上の規制例で、育児休業についての現状でございますけれども、どういう範囲が規制されているかというものを参考までに掲げてございます。

10ページは、労働者と公務員の基本的な制度の違いについて記載しております。

11ページ以降は、諸外国の法制の概要でございますけれども、12ページは一覧表で既にごらんいただいている資料でございます。

13ページは、英国公益開示法の概要を1枚の紙にまとめたものでございます。

14ページは、サーベンス - オクスリー法を始め、アメリカの連邦レベルの法制の

概要。15 ページは、州法の概要でございます。

16 ページ以降は、ヘルプラインの整備ということで、日本経団連の企業行動憲章、あるいは実行の手引きにおける企業倫理ヘルプラインの整備についての記載を抜粋いたしております。

17 ページは、日本経団連の方で行われておりますアンケート調査の結果に見るヘルプラインの整備状況でございます。

18 ページは、国内企業のヘルプラインの状況でございます。

19 ページ、20 ページは、行政機関におけるヘルプラインの例を掲げてございます。

22 ページ以降は、主要な裁判例の概要をまとめた資料でございます。

資料 2 は以上でございます。

続きまして、資料 3 でございます。こちらは、本日、内閣府国民生活局で公表いたしました、国民生活モニター調査の結果でございます。

国民生活モニターとはそもそも何かという点につきましては、最後のページに参考資料がございますので、「参考」というページをごらんいただければと思います。

全国で 2,300 名ほどの国民生活モニターというものを委嘱してございまして、消費者の購買態度や意識、あるいは生活関連物資の価格、サービス料金等々について、年に 6 回程度さまざまな調査を行うために委嘱をしているということでございます。

どういう方々が対象かと申しますと、一番下のところがございますけれども、こういう国民生活に関するモニターという性格を反映いたしまして、主婦ですとか、必ずしも組織に入っていらっしゃらない方が多く、60% ぐらいを占めるという構成になってございます。そういう前提で内容をごらんいただければと思いますけれども、前半部分は、消費者政策全般についての質問でございます。

8 ページ以降が、公益通報者保護制度に対して質問した部分でございます。8 ページの問 6 が、公益通報についてあなたはどのように感じていますかということでございまして、「公益確保のために望ましい」とお答えになられた方が 36.9%。それから「一度組織内部で警告して、それでも改善されなければ外部へ通報する等手続きを踏めば止むを得ない」という方が 34.5%。それから「公益のためには止むを得ない」という方が 24.1%。それから「誹謗中傷が増える等を考えると望ましくない」という答えが 1.8% となっております。

問 7 は、企業に勤めておられる方、あるいは過去に勤めておられた方にお聞きしたものでございますが、あなたは企業内部で不正行為等があった場合に、情報を通

報しますかという問いでございますが、「不正や違法行為が重大な場合は通報する」という方が45.2%。その前に、条件なしに「通報する」という方が11.3%でございます。それから「その場になってみないとわからない」という方が36.5%いらっしゃいました。

9ページの問8でございますが、これは通報するというふうにお答えになった方にお聞きしたことでございますが、どこへ通報するかということでございます。「組織内部に通報する」という方は51.6%。組織外部、この中でも行政機関に通報するという方が33.5%。それからマスコミも含めた行政機関以外に通報するという方が12.3%となっております。

問9でございますが、「通報しない」という方にお尋ねした結果でございます。通報しない理由ということで、勇気がないという方が33.0%、報復が行われる可能性があるというのが22.3%、それから、通報しても改善が行われるとは思えないという方が9.7%いらっしゃいます。

10ページでございますけれども、これは一般的に公益通報に関する保護する法制度が必要かどうかという問でございますが、「必要」という方が65.6%、「場合によっては必要」という方が31.0%という形になってございます。

問11でございますが、「必要」というふうにお答えになられた方にお尋ねした結果でございますが、どういうふうな分野について必要かということでございますが、一番多い答えは「人の健康又は安全が危険にさらされる場合」というのが90.9%、次に「環境に悪影響を及ぼす場合」というのが66.5%、それから「消費者の利益擁護を図る法令に違反する場合」ということが62.0%、「広く法令全般に違反する場合」という方が49%という形でございますが、この順番については、先般内閣府が企業にアンケート調査したときと同じような傾向の答えが返ってきているということでございます。

最後に資料の4でございますが、フランスにおける公益通報者をめぐる労働法制、あるいは解雇法制の現状ということを簡単にとりまとめたものでございます。

まず、フランスにおきましては、公益通報者を保護するための規定というものが、イギリスのように労働法典上は存在しないということになってございますけれども、判例上、労働者の表現の自由という観点から、企業の外に表現の自由を行使したということを理由として、懲戒処分あるいは解雇を受けないということが判例になってございます。ただ、その場合も表現の自由を濫用したという場合には、解雇の対

象となるというような判例が出されております。

一番最初のクラブー事件、これは破毀院、最高裁の判決でございますけれども、民間企業で働く労働者の方が日刊紙に職場での労働条件を批判するような記事を掲載したことを理由にして解雇された事例でございますけれども、判決といたしましては「企業内における表現の権利の行使は原則として制裁の対象とならないし、それが企業の外で行使された場合でも、濫用された場合を除いて全く異なる」ということでございます。参考までに労働法典の461条を記載してございますが、制定法上は企業内での表現の自由の規定で、それを行使したに基づいて懲戒処分または解雇の理由とすることはできないという規定になってございますけれども、判例は、これから演繹いたしまして、これが企業の外でなされた場合でも全く異なるというふうに判決で述べてございます。

下の2つの判決は、これが濫用に当たるとされた事例でございますけれども、ベスナール事件の方では、企業の実験施設で働く労働者が、工場での危険な分析方法によるエイズ検査を、まず外部の民間団体に通報したと、その団体が企業を批判する新聞キャンペーンを行ったということを理由にして解雇されたということでございますけれども、「権利の濫用だけが企業外での労働者の表現の自由を制約する」と判決で述べた上で、本件については、「中傷キャンペーンであり、表現の自由を濫用した」ということで解雇が適法とされております。

一番下は、ブレンネ事件ということでございますが、これは労働者が企業を相手に虚偽の発言を記載した文章を企業外で配布したというものでございますけれども、判決では「害意をもって嘘の告発をした」ということで「表現の自由の濫用」とされてございます。

次のページは、解雇法制全般でございますが、フランスにおきましても解雇制限法というのが1973年にできておりまして、その後、幾たびか法改正が行われているようでございますが、手続面と理由面の両面で規制が行われております。

(1)は「解雇の手続的要件」ということでございますが、個人的な理由、これは職業能力とか、職務命令違反などの個人の理由に基づく解雇でございますが、使用者が事前に書面によって呼び出して、同一企業の従業員、また補佐人を同行して事前の面接を行った上で、解雇理由を記載した書面によって予告と申しますか、通告する手続が取られるということが法制化されてございます。

整理解雇については、2つ目のポツのとおりでございますが、3つ目にございま

すように、「勤続期間に応じた解雇予告期間が定められている」という形になってございます。注書きにございますように、労働者代表制度が法制化されておりまして、3つの類型がございまして、従業者代表委員、企業委員、組合代表委員といった労働者代表制度が決められております。

(2)でございますが、これは「解雇の実体的要件」と申しますか、正当な理由ということで、解雇には「現実かつ重大な理由」が必要ということが法制化されてございまして、その意味としては、まず、客観的に存在する本当の理由があるかということ、もう一つは、労働関係を継続すると企業が損害を被るような重大さがあるかどうかということが要件にされてございます。3つ目のポツにございますように、この立証責任につきましては、労働者側に有利に判断するというような規定が労働法制の中にございます。

(3)が紛争が起こった場合の解決手段でございます。

最初のポツにございますように、企業内においては、まず従業者代表委員が個別の苦情紛争の処理として、使用者と苦情申立てを行うということにされております。

裁判制度でございますが、労働契約関係の第一審特別裁判所として、労働審判所というものが271か所置かれております。これは職業裁判官ではなく、労使代表による非職業裁判官で構成されている裁判所でございます。労働事件は年間16万件程度処理されているということでございます。

基本的には、判決というよりも、まず調停を基本として紛争を解決しようということの方針として行われているということで、二審、それから上告審については、通常の司法裁判所が担当するということにされてございます。

「現実かつ重大な理由」のない解雇については、まずは無効とはされずに、解雇手当の支払いが命令されることになるのが普通でございます。ただ、公序良俗に反するような解雇については無効とされて復職が命令されるというような仕組みになっているということでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明を踏まえて、これから御審議をいただくわけですが、当委員会のスケジュールとしては、次回の4月21日に報告書のとりまとめを行うことを目標としており、報告書がまとまれば、その後で開催されます国民生活審議会消費者政策部会に報告することを予定しております。

このようなスケジュールも念頭に置きながら、本日の御議論を進めていただければと思います。

本日の進め方といたしましては、まず、全体を2つに分けまして、前半の1ページの「はじめに」から、3ページの「2．通報の範囲・内容」までを検討し、それから次に後半の4ページの「3．通報者の保護」から、5ページの「4．保護される通報先」について検討するという順で議論を進めたいと考えます。

それでは、まず1ページの「はじめに」から3ページの「2．通報の範囲・内容」までについて御議論をいただきたいと思います。どうぞ、御意見や御質問をお出しください。遠藤委員どうぞ。

遠藤委員 以前にも申し上げたのですが、企業においては、コンプライアンス経営を積極的に推進しているという状況にありまして、そうすることによってコーポレートレピュテーション、あるいはコーポレートブランドを維持し、高めていくということをしているわけございまして、その一環としてヘルプラインの整備でありますとか、通報者の保護規定の整備というものを急速に進めている段階にあると思っております。

このように、企業のレベルでいきますと、市場メカニズムでコンプライアンスが進められているというふうに理解しております。

そのような観点から幾つか指摘したいと思いますが、まず、1の(1)で事業者の活動が国民生活に大きな影響を与えているというわけで、制度の対象を事業者としているわけですけれども、この点については官公庁も国民生活に大きな影響を与えているわけで、市場メカニズムが働かない官公庁こそ制度化が必要なのではないかというふうに考えております。諸外国におきまして、官庁の不正、腐敗行為を防止するという観点から、こういう制度がスタートしていると理解してありまして、その面からいきますと、1の(4)の諸外国の状況の説明というのは、一面的ではないのかという感じがいたします。それから「はじめに」のところで、一番最後のところに早急な措置を要請とあるわけですけれども、これは政府に対して要請ということになっているわけですが、この検討委員会は、親の消費者政策部会に報告するのが本旨ではないのかと思ひまして、これは少し行き過ぎた記述ではないかということで、このところは削除すべきではないかなと思っております。

それから早急な措置ということございまして、先ほど申し上げましたように、経済界におきましては、ヘルプラインの整備等を、今、積極的に進めている

最中であることを考慮していただきたいと考えておりますし、制度化するとすれば、制度を動かす人が重要になってくるわけです。

ところが、この制度を動かすのに適切なアドバイザーとか、企業内の人材、コンプライアンス・オフィサーだとか、企業倫理を担当する人たちが必要になってくるわけですが、こういう人材面での不足が今、指摘されているわけでございまして、そういう人の育成がまずもって重要ということでございまして、早急な制度化には、そういう面でネックがあるということを御理解いただきたいと思っておりますし、特に中小企業の対応が困難になるのではないかと懸念いたしております。

松本委員長 神田委員どうぞ。

神田委員 「はじめに」というところから言いたいと思っております。先ほどの説明で、3つ目のかたまりのところですが、消費者政策部会で設置が決められたということで説明はありますけれども、その最後の「早急に検討を進めることを決定した」という前提となるところで、なぜ消費者利益擁護の議論からということになったのか、本来は包括的な法制度であるべきという声があったわけですので、消費者政策部会での議論の経過も書いておく必要があるのではないかとこのように思います。

それから3ページの「2. 通報の範囲・内容」のところですが、1つは(2)の誠実性の表現が「怨恨、誹謗、中傷、恐喝」ということになっておりまして、恐喝の場合にはわかりやすいとは思いますが、怨恨、誹謗、中傷というのは、1つは判断がしにくいと思っております。

5ページにも誹謗、中傷という言葉が各所にございまして、少し気になっているんですけれども、イギリス法のところにも恐喝以外は例に挙げられていないこともありまして、誠実性のところにこれを含めて書くことがどうなのかと、要らないのではないかとこの意味でどうなのかなという意見です。

松本委員長 稲岡委員どうぞ。

稲岡委員 細かいことですが、委員会報告になると思っておりますので、少し気になっておりまして、2ページの(4)ですが、諸外国においては、公益通報者保護に関する立法が進められているとなっているわけですが、事務局から出された資料を見ましても、英米、オーストラリア、ニュージーランドということで、よく中央省庁の方はこういう書き方をなさるんですが、それこそ「英米、豪、ニュージーランド等」と書いていただかないと正確性に欠けるのではない

かと思っております。

3ページでございますが、(1)の②の2行目でございますが、消費者利益を侵害する法律違反等という流れできている中で、環境への悪影響というのが出てまいります。これは国民生活モニターの調査でも、67%の方が必要性を挙げていらっしゃいまして、これは重く受け止めているんですが、制度論といたしまして、消費者利益とやや異質な分野ではないのかなと考えております。

事務局の立法例を見させていただきましても、これを挙げているのはニュージーランドだけだと思っております。ここに環境が入ってくるのは、立法論でございますけれども、バランスが欠けるのではないかなという感じが、しております。

松本委員長 浅岡委員どうぞ。

浅岡委員 1つは質問ですが、1ページの最後のところに、政府においては、所要の措置を講ずるよう要請するというまとめをしております、勿論部会で最終的に承諾されることが前提ですけれども、今、ここでまとめようとしているのは、ここからは政府の手に渡るという趣旨なんでしょうか。そうであれば、相当詰めなければいけない部分がたくさんあると思うものですから、この後のプロセスをどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

もう一点は、3ページのところで、「対象とする通報の範囲」といたしまして、①②のいずれも法令違反であるというところで統一しておられて、②の方は望ましいということで付加的になっておりますけれども、法令違反というのは、具体的にどう考えたらよろしいんでしょうか。最終的に裁判所でさまざまな要素を考慮して違法とされるという話が山とあるわけですが、そういうものとの関係で、事務局側でお考えの法令違反というのは、例えばどういうことなのかというのを聞かせいただきたいと思っております。

幸田消費者調整課長 1つは、この後のプロセスがどうなるのかという点でございますけれども、一応次回、4月21日でございますけれども、そこで報告書としておまとめいただけるようであれば、次の直近の消費者政策部会は4月25日でございます、そちらの方に御報告するという形になります。

それを部会の方でどうしていくかということでございますけれども、消費者政策部会の最終報告を5月中にまとめる予定でございますので、その中にこれについても盛り込んでいただくことになっていくんだらうと思っております。部会としてはそういう流れになっていくと思っております。

後者の方の法令違反ということについてどう考えているかという御質問でございますが、先ほども少し御説明いたしましたけれども、実際に制度化するに当たっては、ここは非常に悩みの多い部分だと思います。仮に法令違反と書かないと、それこそ人によって利益が害されている、害されていないという判断が異なってまいりますので、そこも通報するに当たってはっきりしないという困った面があるというのが1つ、更に法令違反と限定しても、ではどういう法令が具体的に個々の要件に該当してくるものであるのかというのをきちんと書き込めるのかどうかと、どこで線を引くのかというのは非常に難しいわけでございますが、刑法の一部の条項とか、あるいは規制法の中で、明らかに違反した場合には、消費者に損害が生じると、あるいは環境に悪影響を及ぼすということがわかる条項もありますけれども、条項によっては非常に難しい条項もあります。どこでどう線を引いていくのかと、どう特定していくのかということについて制度化していくに当たって難しい面があるというふうに考えております。

浅岡委員 私のお聞きしたかったのは、1番目は、この後、例えばこういう趣旨で部会で承認されたとしたときには、後は政府にすべて委ねられるという趣旨なんでしょうか、そういうことでよろしいんでしょうかということなんです。そうしか読めないものですから、そうであれば、ここで今提起されたようなことに、よほど付加した議論をしないと白紙委任に近いものになっていると思うものですから、それを心配しております。明確にしておいていただきたいと思います。

それから、法令違反等というのは、例えばこれは行政規制法を言っているのでしょうか、あるいは事業者と行政との間で、事業者を規制している法律ということでは言っているんでしょうか。例えば、国家賠償法とか、民法で議論されると、そういうことも含めて違法だと判断されるということなんでしょうか。

田口審議官 それでは、前半の方についてお答えさせていただきます。

部会の報告を受けた後の対応でございますが、仮に部会の方でこういう形で政府に対して要請がなされるということになれば、政府の方で法制化の作業を進めていくということになるかと思えます。この委員会なり部会としては、政府において法制化を行うに当たっての大枠を示していただくということであろうかと思えます。法制化に当たりましては、法技術的な問題等を十分精査して法制化を行うということになりますので、現時点で詳細にわたる部分について明確に示すことが困難な点もあろうかと思えますので、当委員会あるいは部会としては制度化に当たっての大

枠ということでおまとめいただければというふうに思っております。

その大枠の範囲を具体的にどこまでにしていくのかという点につきましては、当委員会で御審議をいただければというふうに思っております。

幸田消費者調整課長 それから2点目の方でございますけれども、事務局案の考え方でございますが、勿論刑法とか規制法とかは当然法令違反の対象になってくると考えております。それから非常に難しいのは民事法の世界でございますけれども、例えば不法行為に当たるかどうかということを通報の段階で決められるかという難しい問題がありますので、民事上の違法行為については外した方がいいのではないかというのが事務局の考え方でございます。

浅岡委員 今のお答えだとしますと、大枠を示すという意味でここで議論するとすれば、趣旨が明確ではない部分をよほど詰めておかないと大枠が決まらないということで議論をしっかりとやっていきたいと思えます。

それから、今の法令違反に限るという趣旨で、既に現行法として現在ある行政規制法あるいは刑法だけであるということになりますと、これまでの議論でも、そもそもそういう考え方自身が、通報者自らが守られるのかどうか分からない、あるいは事業者側から保護対象ではないというふうに切り返されてくる側面を非常に強くすることになるでありませんし、しっかりした法整備ができていない領域でこそ問題の通報の必要性がある面もあるわけですから、私は極めて不十分なものになるというふうに思えます。

そういう形で限定をした答申には、私は賛成はできません。

大杉委員 1点が質問で、1点が小さな意見ですけれども、1点目の質問は、私がきちんと覚えてないことによるのかもしれませんが、2ページの冒頭の事業者という文言なんですけれども、これは公の企業、国とか自治体なんかは運営しているんですけれども、実際に消費者に財とかサービスを供給する可能性があるような企業というものを含むのかどうかというのが質問の第1です。

第2は、意見にわたる部分で、3ページの一番最後の誠実性の部分なんですけれども、誠実性という言葉だけ書いても多分日本ではなじみのない概念なので、例示をしていただいたことはよかったですと思っています。恐喝というのは、保護の対象としては勿論論外なんですけれども、怨恨とか中傷辺りになってきますと、なかなか微妙だと思えます。先ほど御指摘があった部分ですけれども、要するに公益保護の目的と、こういう怨恨、中傷的なものと、どちらの方が主要な目的かということで

判断されるということで、非常に微妙な怨恨的な要素があれば保護の対象から簡単に外れるという趣旨ではないと、私個人的には理解しては、もしそれが正しいとすれば、そういうことがわかるように書くかどうかということは一応問題になると思います。ただ、私個人の感想としては、この文章の書き方というのは、これぐらいでいいのかなと、趣旨が伝わることは大切なんですけれども、文章の作り方については割合賛成ということなんです。

松本委員長 最初の御質問についてどうぞ。

幸田消費者調整課長 事業者の範囲と申しますか、先ほども御意見がございましたが、公的部門の扱いの問題でございますが、前回までの委員会での御議論の中でも公的部門については基本的に民間と同様に通報者保護を当然行うべきだという議論の方向であったと認識しております。

その際に、公務員については身分保障があって、公益通報を行っても解雇されることはないというような形で、民間労働者と制度が異なるという点がございまして、現在、どのような措置が適切かについて事務局の方で精査をしております。このため今日の事務局案にはきちんと盛り込んでございませぬけれども、本日の御議論も踏まえて、次回には何らかの文案をお示ししたいというふうに考えております。そういう現状でございます。

松本委員長 大村委員どうぞ。

大村委員 今まで出ました幾つかの質問ないし御意見との関係で、私も質問ないし意見を述べたいと思います。

主として3ページの「2. 通報の範囲・内容」に関わるんですけれども、(1)の①と②の関係が、必ずしも明瞭ではないというふうに思います。従前この委員会で検討してきた資料では、①の部分については、これは法令違反ということで書かれていたかと思いますが、②は対象が異なるというよりも、むしろ法令違反ではなくとも人の健康、安全への危険、あるいは環境への悪影響などがあるものについては、取り込むか否かという形で、問題は立てられてきたように思います。

今回出てきた資料を見ますと、並列になって出ているわけですが、そうしたしますと、②の人の健康・安全への危険などに関わる分野の法令違反というのは、差し当たり通報の対象に含めることは望ましいけれども、これは入らないかもしれないということになるかと思えます。

しかし、①の方では入らないという趣旨ではないですね。消費者利益を侵害する

法令違反という場合に、一般の人々がまず念頭に置くのは、人の健康・安全への危険を及ぼすものだというふうに思いますけれども、この①②の並びですと、一番核心の部分が入るのか入らないのかということに疑義が生ずるのではないかというふうに思います。

ですから、そのところが紛れのないように、人の健康・安全への危険というのは、(1)の①のどこかにやはり書き込んだ方がよろしいのではないかというふうに私は思います。

それから、いずれにしても(1)の①②で対象としているのは、法令違反に限られているかと思えます。当初中間報告では法令遵守等という言葉が使われておりましたが、この委員会の今の報告書案では、その「等」が取れておまして、出てくるのはすべて法令違反という書きぶりになっているかと思えます。それ自体は1つの政策選択としてあり得ることだろうというふうに思いますが、その場合には、先ほど来出ておりますけれども、法令違反があるというふうに信じた人々をどのように救済するかということが大きな問題になってくるかと思えます。

その点について、2の(2)の部分で、真実性、誠実性という要件が挙がっているわけですが、これを見ますと、真実性は内容が真実または真実であると信じるということでありまして、誠実性の方で挙がっているのが、怨恨、誹謗等々でありまして、今のようなこの制度で保護される対象たる法令違反であると信じたということについてはどうなるのかということについて疑義が残るように思いますので、そのところも何か手当が可能ならば手当をした方がよいのではないかと思います。

差し当たり、以上2点です。

幸田消費者調整課長 事務局案を作成している過程で、我が方も同じような問題意識は感じてございます。消費者利益と言いましても、消費者の生命、身体、それから財産権もあると思えますので、そういう意味で①と②がダブった関係になっていて、環境への悪影響と言いましても、人の健康への被害というものが当然環境の分野でもあるわけで、そこはかなり重複部分がありますので、そこを実際にどう整理していくかというのは、制度化に当たっては少し難しい問題かとは思っています。

とりあえずわかりやすくと言いますが、今はこういう表現をさせていただいているという趣旨でございます。

松本委員長 片山委員どうぞ。

片山委員 私も対象とする通報の範囲が、従来はこの検討委員会でいろいろ出た

議論を必ずしも反映していただけていない、最終段階になって法令違反ということに狭く限定されたということに対して、どうしてなのかという疑問を持っています。

まず、1つお聞きしたいんですが、こういう形で法令違反に対象範囲を明確にするという趣旨で限られたということですが、そうすると法令違反に当たらないけれども、消費者の生命、身体の危険に関する通報については、保護されなくてもいいということになるのかどうかです。

要するに今回の法制度の中で、保護の対象にならない通報については、一体どういう扱いになるということを経務局でイメージされているのかということを経明確に御説明いただきたいと思います。その上でまた意見を申し上げたいと思います。

幸田消費者調整課長 今、御指摘の点は、法令違反に限定するという場合もそうですし、更に今回の案ですと、消費者、それから人の健康、あるいは環境というところに限定していると、いずれにしるそれ以外の分野が出てくるというわけがございますけれども、それらについての扱いがどうなっていくのか。もしこれが制度化されれば、制度ができた部分についてはルールがきちんと明確化されて、どういう場合に外部に出したときに保護されるかというルールがきちんと明確化されるわけですけれども、このルールができない分野については、いずれにしても今までの考え方、例えば判例の中での解雇権濫用の法理とか、そういった部分で個別に判断していくと、そこはルールはないけれども、個別に保護されるべき通報かどうかを御判断いただくという形になるのではないかと考えております。

片山委員 保護されなくてもいいという考えではないと思うんですが、実際に、従前にそういう保護法がない段階での裁判所の判断と、こういう範囲では保護するというものの要件が明確化された場合の裁判所の判断というのは違ってくるのではないかと思います。その辺、学者の先生方からの御意見も是非お伺いしたいと思います。

私とすれば、実際に支援センターに上がってきている消費者利益を害する行為に関する通報と思われるものを、この間いろいろ検討し、整理をしたんですが、弁護士あるいは専門家の立場で分類をしていっても、一体これはどういう法令違反になるんだろうというところが非常に難しい。

しかしながら消費者の生命、身体の危険に関する重大な通報であって、こういうものは当然保護されるべきだという通報がかなりあるわけです。それを単純に法令、しかもさっき言われたような刑法であるとか、行政規制法に限るということになる

と、本来保護されるべき通報の多くが法律で明確化された要件の中では外されてしまうということになるだろうと思います。そういう意味で、先ほどの浅岡委員が、このままだと反対せざるを得ないと言われた意見には、私としても同様の意見を持っております。

もう一点、通報の真実性、誠実性の問題ですが、誹謗、中傷という用語は、本来真実ではないのに、真実であるかのごとく主張して非難をしていく場合の用語の使い方ではないだろうかというふうに理解をしております。

そうすると、真実性の要件を備えた場合に、誹謗、中傷ということが更に必要なかどうかということについては疑問に思っています。

それから怨恨という要件と、恐喝ということが併存しておかれておりますけれども、恐喝というのは、実際に外部的な行動ですね、金品要求というものを伴いますので、その目的というのが外部行為としてもはっきりしたものになる。

他方、怨恨というのは、内面の心理的なものですから、怨恨目的があるかどうかというのは、非常に判断がしにくい。そういうものを不当目的の1つとして挙げた場合には、むしろ事業者の方から、それは怨恨目的、不当な目的を持った通報なんだという形で保護の対象ではないということが主張されることになるのではないかと懸念いたします。

むしろそういう内面的なものというのは、要件として挙げるべきではないという方がいいのではないかと考えております。

先ほどの誠実性をどういう形で規定に入れるかということですが、前回は申し上げたと思いますが、本来公益目的を持っている人の中にも怨恨ということを考えた場合には、全くそういう私怨、私的な恨みがないかということ、必ずしもそうではないわけでありまして、そういう意味では、そういう内面のものを入れるとすれば、それは専らそういう目的でやっているというふうな形で、より制限的な表現を使う必要があるだろうというふうに思います。

松本委員長 清水委員どうぞ。

清水委員 遅れてきて申し訳ございません、小田急で事故がございまして、大幅に遅れてしまいました。遅れて参りましたので、少しちぐはぐする点があったらお許しいただきたいんですが、3ページの通報の範囲の法令違反に限定するということについては、先ほど来から幾人かの先生が御指摘になっていらっしゃるようですように、そもそも論として消費者利益を侵害する法令違反というふうに限定するのは問

題があるというふうに思います。ここは、今度の議論の中でもかなり大事な部分ではないかと思えます。例えば、この前か、もう一つ前でしたか、私が発言したんですけれども、法令違反か否かということを経営者、いわゆる通報者があらかじめわからないわけです。特に内部告発したいという事柄が法令に違反しているか、違反していないかという入口がわからないのに、その入口のところで行政が一方的に判断するということだと、大きな問題が残るのではないかというふうに思います。

例えば薬害のように、法令には合致しているけれども、少し経ったところで法令に問題があったと言って、法令を変えなければいけないようなケースも薬害の事故の中で随分あるし、先日私が発言したように、農薬取締法だってその法律が動いている時点では問題ないと判断していたけれども、起こった事件から見ると、それは法律の方に問題があったんだということで、法律を変えなければいけないというようなことがあります。まだほかにもいろいろとケースを探したんですが、あるんです。

したがって、法令違反か否かについて、通報者にどの程度の予見可能性を求めるのかということ、ひとつははっきりしていただきたいと思えます。

それから(1)の②の人の健康・安全、それから環境への悪影響ということですが、これもやはり②の最後では、通報の対象としては、これらの分野も含めることが望ましいということで書いてございますけれども、これは百歩譲っても法令違反であれば対象にするのが当然だと思うんです。法令違反ではなくても、消費者の利益を害する行為については、やはり範囲に含ませるということが必要なのではないかと思えます。

松本委員長 神田委員どうぞ。

神田委員 私もお二人の意見とほとんど同じなんです。法令違反の件ですけれども、新しい問題がたくさん起こってくるというのは、この1年間のところでもよくわかっておりますし、そういったものに対して消費者としては懸念をしているわけですから、そういうものが対象にならないと、これに求める期待というものがなくなるといっていいかわかりませんが、大分減ってしまうということで、その辺は余り狭まっていくことについては懸念を感じております。

そういった言い方をしますと、(1)の②のところも、今意見が出ましたけれども、望ましいというところについては、勿論対象とすべきというふうにはっきりし

た方がいいのではないかと思います。

松本委員長 升田委員どうぞ。

升田委員 私も幾つか意見を言わせていただきたいんですが、今、いろんな御意見が出ていて、特に通報の範囲で法令違反というのが狭過ぎるのではないかという御意見ですが、私は、この制度を設計するに当たって、いろんな政策判断はあり得るんだとは思いますが、やはり今回は労働者の不当な取扱いを禁止するという範囲だけの立法であって、そのほかの法理論については基本的には制限を加えない。つまり、この範囲でのルールを明確化するという前提であるという理解で話をしてみたいと思うんです。

そうしますと、本件では通報者というのは労働者であって、別に消費者が通報するわけではないわけです。そうすると労働者の場合に、やはりある程度業法等については知識があるということは否定できないのではないかという気がするわけであります。

もう一つは、濫用の恐れというものは、やはり懸念せざるを得ない状況というものもあるわけでありまして、そういった点もやはり配慮する必要があるという気がするわけであります。

それから、法律を運用するに当たって、やはり明確なルール、あるいは適用の要件ということが必要でありまして、そうすると法令違反以外の要件を加えるとすれば、相当適用に当たって混乱が生じる恐れがあるということと、仮にそれ以外の問題が生じたとしても、それは現在ある一般法理で解決が可能だというような気がするわけです。

先ほど、民商法を含むかどうかという御意見があるんですが、これは御承知のように、こういった制裁の面では、刑事上の制裁、あるいは行政上の制裁、民商法上の制裁と3つあって、そのうち民商法の制裁というのは、やってみないと判断はわからないという非常に不明確な点と、民商法の違反について、どれだけ制裁を加えていいかというのは、相当議論があるわけでありまして、そうすると、直ちにこういったシステムに乗せるということについて、やはり疑問があるのではないかというような気がするわけであります。

2点目は、この制度設計の基本として、消費者保護という点。

もう一つは法令違反に対する行政の監視機能を補完する。あるいは企業のコンプライアンスの促進をするということがあるんですが、基本的に制度設計の中で民事

ルールということが主体になっていて、私はそれはそれで結構かと思うんですが、問題は、そういった制度を受けて、先ほど御指摘がありました事業者における受け皿と言うか、そういったものは、全くこの中に書かなくていいのかどうか、公益通報を受けた場合に、事業者としてどうされるのかというような基本的な指針と言いますか、姿勢というものが全くなくていいのかどうかという点が、書いた方がいいのではないかという気がするわけであります。

それから、実際にこの制度が、このとおりにできるかどうかわかりませんし、あるいは修正されて制度ができた場合に、やはり相当実務上運用に当たっては難しい点がいろいろあるのではないかなと思うんです。

例えば、今回は差別的取扱いをしてはならないということなんですが、例えば就業規則等に、ほかにいろいろな懲戒、解雇事由が掲げられてあったときに、併存したときにどうするかとか、こういった公益通報の対象となる情報を労働者の方があつた種違法な手段で入手したときに、そちらの方で何らかのアクションを事業者が起こした場合に、そういったものも制約されるのかとか、なかなか難しい点があつて、恐らくこの段階ですべて解釈、あるいは指針といったものを明確にすることはできないと思うんですけれども、そういった点も含めて想定しながら御議論いただけたらと思うわけであります。

松本委員長 人見委員どうぞ。

人見委員 やはり3ページの法令違反のことですが、今の升田委員からも少し出たことですがけれども、民商法と言いますか、先ほどの法令違反の法令というのは、行政法規、あるいは刑法等を想定しているというお話だったわけですが、そうしますと消費者契約法であるとか、特定商取引法違反の商活動を営んでいる事業者の従業員が内部告発してきた場合には、ここの法令違反の法令にそうした消費者契約法や特商法などを入れていないと、この保護の対象にならないというのは、この消費者利益を守っていくという今回の公益通報者保護制度の趣旨からすると、かなり欠落部分が多いのではないかという感じがいたします。

それから、先ほど片山委員に対して、今回の保護範囲に入らない通報についてはどうなんだという御質問に対して、これは従前のおりであるという御説明で、一応、特に今回の2ページの説明で、それは明確だとは思いますが、ややもするとこういう制度ができると、そもそも通報というのはこういうものでないといけないんだと、例えば真実性、誠実性と入ったときに、そういうものでなければならぬ

だと限定されてしまうのは本意ではないと思うので、今のとおり通報は自由にできる、勿論その中には保護されないものもあるわけですが、今回特に保護をすべきだと考えるものをピックアップしてこういうものをつくったということがわかるように、先ほど片山委員の質問に対する回答の中身をもう少し強調されて書かれていればいいかなというふうに思います。

松本委員長 佐伯委員どうぞ。

佐伯委員 私も法令違反に限定するというのは狭過ぎると思うんですけども、仮に今回の立法が、一般法理よりも更に保護を強くすると、例えば一定の重大な法令違反を通報した場合には、絶対的に保護するというような法令であれば、あとの部分は一般法理に任せるということであれば、このような立法の仕方というのもあり得ると思うんですけども、他の要件を見ると、そうではなくてむしろ一般要件を明確化するというような立法のように思えるんです。そうだとすると、法令違反に限定するというのは、言ってみれば人の健康・安全への危険があるけれども、具体的な法令違反とは言えないという行為を通報した場合には保護しなくていいということにもなりかねないわけですので、やはり適当ではないと思います。

それから(2)の誠実性の要件ですけども、私も片山委員と同意見でして、このような要件を置く必要があるかというのは、かなり疑問に思います。

特に、後で外部への通報を無条件に認めるのではなくて、一定の要件の下で認めるということにするのであれば、このような要件は要らないのではないかと思います。恐れられているのは、恐喝などの不当な目的があった場合かと思いますが、その場合には、それは通報を理由とした解雇、あるいは不利益取扱いではなくて、それは恐喝を理由とした不利益取扱いとして処理すれば足りるのではないかと思います。

松本委員長 宮本委員どうぞ。

宮本委員 先ほどから通報の範囲で皆さん御意見をおっしゃいましたけれども、私も人の健康・安全への危険と、それから財産的、経済的損失が結局なくなってしまうような気がするんですが、それは先ほど特商法とか、消費者契約法でおっしゃいましたけれども、やはりここにもそういう経済的な損失も一言入れていただけないものかどうかというのが1点、それから、やはり含めることが望ましいというのではなくて、上のように含めるべきと考えるというふうな強調した表現にしていただけないかということです。

それから、(2)の誠実性のところなんですけど、どの外国の法律を見ても、一応こういう意図みたいなものが入っておりますので、前3つは要らないですが、恐喝などの不当な目的によるというのは書いておいた方がかえってはっきりするんじゃないかという気がしております。

松本委員長 荒木委員どうぞ。

荒木委員 まず、ルールの明確化のための立法だろうというふうに私は理解しておりますが、そのことは逆に言うと、ここで保護される対象を画するわけですが、それは反対解釈するというものではないと思います。ここで書かれていないものは保護されないという趣旨の立法にはならないというふうに考えます。

したがって、例えば解雇に限って申しますと、今、労働基準法の改正で一般的な解雇のルールを書きます。そういう意味では、もしそちらができれば、ここで議論していくことは、ある意味では確認的な立法ということになるのかという気がいたします。

ただ、もう一つ先の要件との関係もあるんですが、仮に外部に通報した場合に、その影響は非常に大きくて、非常に甚大な損害をもたらす、しかし、それは通報としては保護すべきものとも考えられる。そういう場合に、これまでの解雇権濫用法理で言いますと、必ずその通報が保護されるということには限らない、そのうち被害の大きさからすると、ほかの方法を取るべきであったということがあり得る。その点をこの立法で保護するということになれば、その点は新しい意味のある立法ということになるかと思っておりますので、それはその次の外部への通報の要件などとの関係で詰めるべき点だと思っております。

それから、誠実性ということで、不当な目的のことが書いてありますが、あらゆるものがそうだと思いますが、「動機の競合」ということがあるわけですね。正当な目的と同時に不当な目的も混在してある行動を起こすということは当然あります。

ここで書かれている趣旨は、少しでも不当な目的が混ざっていれば一切保護しないということではなくて、恐らく一般的にその主たる行動の目的が何であったのかということから判断されるというふうに考えれば、ここの議論されていることはそれほどおかしいことではないというふうに感じます。

もう一点細かい点ですが、3ページの2の(2)で「服務規律の遵守や守秘義務などの誠実労働義務を負っている」というふうな表現がありますが、誠実労働義務と言いますと、何か職務に専念するような義務というようにイメージしますが、こ

ここでは労働契約上の誠実義務、労働義務とは直接関係ないと思います。企業の利益を殊更に侵害しないような誠実義務ということで、「労働」という言葉は取っただけで、誠実義務という表現の方が適切かと思います。

松本委員長 稲岡委員どうぞ。

稲岡委員 この事業者に自主的な取り組みをまず求めるという仕組みになっておりまして、これは事業者として重く受け止めることになるわけですが、事業者と申しました場合、大規模事業者もあるいは個人事業者もございますので、こういうときには大抵大企業と中小企業と分けて考えるのではないかというふうに理解しております。

商法でも大会社とそうではないものと分けてガバナンスを考えておりますので、やはり消費者全般に対する影響力から言いましても、大規模事業者と中小事業者とは分けられてしかるべきではないかなと考えております。

それから真実相当性、誠実性の要件は、やはり制度の前提として必要ではないのかなと考えております。

怨恨は、私怨と公のものも混ざることもあるんでしょうが、片山先生が御指摘になりましたように、「専ら」というのを入れるのはいいアイデアだなと私は考えております。

松本委員長 浅岡委員どうぞ。

浅岡委員 前から申し上げていた通報の対象の範囲ですけれども、大村先生が本当にわかりやすく申してくださいましたように、少なくとも②の書き方というのは、おおよそ矛盾があるということだと思います。それは皆様もここで御理解だと思います。

やはり今回の問題提起として一番重要なのは、人の生命、健康、安全及び財産が必要であります。そうした問題に対して問題提起をすることを保護するというのが、消費者問題としてここで議論している一番重要な点ではないかと思います。

その点も行政法令違反かどうかに限るんですというふうなことであれば、わざわざこういう議論をすることは何をしているんだろうということになりますし、そのほか行政内の問題等をなぜここでもっとちゃんと指摘をしないんだということも、改めてまた言わなければいけないということになってくるように思います。

こういう書き方をするのであれば①を法令違反とするのであれば、まず①がありまして、その中に勿論、生命、健康、財産に係る結果をもたらすものも含まれると

ということが、当たり前でありますけれどもわかるようにしなければいけない。また、それと分けて、人の生命、健康、財産と環境と結果的に消費者たちが不利益を被ること、まさにこれが公益を守ることであって、そうした結果がこうであるというものについて問題提起をするということを対象とすべきです。望ましいではなくて、そこが明確になることに今回のものは本当に重要な意義があるというふうに思います。

先ほど来、先生方から、従来的一般法理の考え方は排除されることはない、それはそれで残るとの御指摘もありましたし、そうとはなかなか言いにくい面も波及効果としてあるだろうという見通しの御指摘もあったかと思いますが、パブリックコメントを見ていますと、事業者の方々からの何人かのコメントで、ここで保護のルールを決めることは、保護されない範囲、あるいは手続を決めることであると、明確に書いておられました。そういう問題意識で、この問題を見ているという方々が確かにいらっしゃるというわけにありますので、そうではないのだということが従来法理に基づいて、それが保護されるのだということを明記しておくということが非常に重要だ、誤解を招かないために大変重要だと思います。

これらの問題を包摂することなんですが、2ページの(3)のこのような通報者の保護の目的についてです。これは第1回の会議でも議論されましたけれども、こうした行政の監視機能を補完する、あるいは事業者の法令違反を抑止することだけではなくて、侵害されている消費者、市民や国民の利益、公益を回復することが本来の目的としてあると思うんです。その部分が少しも見えてこず、そこを守る領域が、穴が空いてしまう制度となっているように思われます。

それから(2)について、先ほど来の通報の誠実性の記載の仕方というのが本当にどうなのがいいのかについて、私は片山委員が言われたような考え方でないと、こういう通報は、怨恨や中傷や何とかというふうなものと裏腹であるというような印象を与えます。法律的な意味のほかに、そういう意図と言うか、影響が強過ぎると思いますので、表現を変える必要があるというふうに思います。

いずれにしましても、行政法令違反ということで、わざわざこの制度をつくることに何の意味があるのだろうかと思います。

松本委員長 渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 まず対象とする通報の範囲ということですが、升田委員と意見が大体同じでございますけれども、2番目の真実性と誠実性という問題ですけれど

も、まず、真実であると信じるに足る相当の理由ということでございますけれども、極めて具体的にもう少し例示をしていただけないと、信じればいいのかというような問題にもなってしまうので、その辺のところをもう少し具体的にしていればと思います。

それと、真実性と誠実性というのが、真実性を備えたものであるとともにという形で、誠実性と真実性が合体でなければいけないというふうに文章として見えるので、どちらかと言うと、やはり英国の法律なんかですと並列になっていますね、真実性であるかと、あるいは誠実性であるかというふうに並列になっているので、そのような形の文章にされたらいいんじゃないかというふうに私の意見として申し上げます。

松本委員長 高濱委員、どうぞ。

高濱委員 1点御意見を申し上げたいと思います。

2ページの「1. 制度の目的・必要性」のところですが、(2)の冒頭の「企業不祥事の多くは、事業者内部の従業者等からの通報を契機として明らかにされた」ことは事実ではないかと思えますし、(3)の第3段落目の「このような通報者の保護は、法令違反に対する行政の監視機能を補完する仕組みとしても、また、事業者の法令違反に対する抑止力としても効果を発揮することが期待できる」という認識も基本的にはうなずけるわけですが、ただ、ここには、公益通報者保護制度の光の面と言いますか、メリットの面のみが書かれているわけでございまして、一方、この制度にも、当然あらゆる制度がそうであるように、影の面、すなわちデメリットがあるわけでございます。

仮に、この制度が悪用された場合には、企業経営に悪影響を与え、ひいては、国民生活にも大きな影響を与えかねないわけですので、仮に制度を仕組むとすれば、制度が悪用されないような形で、また、悪用された場合の弊害というものを除去できるような形で制度を仕組まなければいけないんだというふうなことを、書き加えていただいた方がいいのではないかと思います。いずれにしても、3ページ以下の「通報の範囲・内容」や「保護される通報先」等の議論を全体としてバランスよく行うためには、制度のメリットだけでなく、制度の運用の如何によっては弊害も生じかねないんだということをしっかりと書き込んでいただきたいと思います。

松本委員長 それでは、大体御意見をいただいたようですので、若干まとめさせ

ていただきますと、3ページの特に通報の範囲の①、②を巡って一番多くの意見が出されたわけですが、1つの論点は、法令違反という形に限定するのか、法令違反ではないけれども、危険である、被害を与えるという事柄も含むのかというレベルの考え方の対立が1つあります。

もう一つは、この事務局案では、①も②もともに法令違反というふうになっているんだけれども、どうも①と②の切り分けがあいまいであって、重なっているのではないかという意味の御批判があります。

従来の議論の流れから、少し①②の整理がきちんと整合していないのではないかという御指摘もありました。

恐らく、私の推測ですが、事務局の心としては、①の方は従来議論していた意味の法令違反という一番コアになるような部分を考えているんだと思うんです。そうすると②の方の法令違反は、実は法令違反と言っているけれども、法令違反ではないけれども、というのも入れるような趣旨で書かれているのか、それとも①で言うところの法令違反を非常に狭い、消費者利益の擁護を目的とした法令違反、消費者保護のための法令違反というふうにまず限定した上で、②の法令違反は、消費者保護を目的としない法令なんだけれども、それに違反することによって、人の生命、身体に危害が生ずる場合というのは、これはたくさん出てくるであろうから、法律の目的に限定しないで、違反が起こった場合の結果が人の生命、身体に関わる場合というふうには、法令の種類を広げるという意味で②を立てられているのかという気がします。その辺の①と②をもう一度整理をしていただいて、その上で法令違反の中に何段階か分けて、本来的消費者保護法違反の場合と、そうではないもの、あるいは刑法違反というのも、私は当然入っていいと思うので、詐欺に該当するような行為であれば、特定の行政的取締法がなくたって、これは明らかに違法行為だから、ここに入ってきてもいいと思いますし、業務上過失致死傷が生ずる恐れのあるような行為というのも行政的取締法規がなくたって違法行為ではないですか。

佐伯委員 まさにその点で、生じる恐れがある行為は刑法違反ではありませんので、傷害が生じれば通報していいけれども、傷害がまだ生じていないというときには刑法違反ではないので、通報して保護されないというのは明らかにおかしいですね。

松本委員長 刑法違反に関してはそういう問題がかなりあるということがわかりました。それから、ある行為が法令違反であるという話と、結果が法令違反になる

という話があるんじゃないか。今の刑法の場合がその一つの例でしょうし、民事の不法行為になるようなケースというのも、全体として評価して違法な行為だから損害賠償の義務が出てくるんだと、行政的な規制には違反をしないけれども、民法709条の観点から見て損害賠償の義務があるということは、これは法令違反という言い方はしないけれども、違法な行為だったという評価に結果としてなるというわけです。その辺りまで含めれば、今、議論されているような事柄も入ってくるわけですが、そういうのを含まないという趣旨で明確に法令違反という、事前により悪いかわかるレベルで分けようというのも一つの考え方だと思います。その辺をどういうふうに段階化していくのか、どこまでを入れるのか、入れないのか。

これは恐らく、目的・必要性の最後の(5)のところで「事業者による法令遵守を確保して消費者利益の擁護等を図るため」という法令遵守を促進するのが目的だということであれば、具体的にやるべきことがはっきりしている法令をきちんと遵守してもらいましょうというのが中心になるのは当然で、あとは「擁護等を図るため」の等の中に、法整備は遅れているけれども、望ましいとか、あるいは企業内から見て、法令違反ではないけれども、やはりよくないんじゃないかと思っている人の声を上げさせやすくするというような意図も入れるかどうか。あるいは、企業内の人にはだれも考えていないけれども、外から見ておかしいんだから、法改正を求めようような消費者政策をもっと前進させるようなきっかけになるような情報提供なんかももっと保護すべきだというふうに広げていくのかというところで、目的との関係があるかと思います。

それから、3ページの下の「(2)通報の真実性・誠実性」に関しましては、特に誠実性のところで多く議論がなされまして、恐喝は客観的な事柄ですから、恐らくそれだけでアウトということになると思いますが、怨恨、誹謗、中傷というのは、公益性と必ずしも完全に排他的ではない、誹謗、中傷というのが嘘を言っていることであれば、上の真実性のところで排除されるわけで、真実であると信じているんだけれども、批判したいとか、会社をやっつけたいとかいうような意図が入っているケースも考えられるとすれば、怨恨、誹謗、中傷の方は、恐らく1%でも入っていたらアウトというのは、やり過ぎであろうから、これは程度の問題で、先ほどどなたかおっしゃっていましたが、専らという形で限定することになるのではないかと。

恐喝は、当然「専ら恐喝」と言わなくたって、恐喝であればそれだけでアウトで

あるし、あとイギリスの法令を見てますと、何とかジャーナリズムから報酬をもらうために情報を出す場合というようなものも入ってありましたから、そういう収益を得るためにという部分ですね。収益と言ってもそれが直接外部からの利得につながるような形というのも恐喝ではないけれども、やはり不誠実性に入れてもいいんではないかと思えます。以上、特に(1)については、まだいろいろ考え方があり、コンセンサスはまだ得られていないというふうに思えますので、今後もう少し議論をしていただきたいと思います。

次に、後半部分の4ページから5ページにかけて「3.通報者の保護」と「4.保護される通報先」の部分について、どうぞ御意見、御質問をお出しください。

人見委員 4ページの「(2)通報者の範囲」ですが、結局、事業者に直接雇用されている労働者、あるいは元労働者、あるいは派遣労働者等ということで、一応労働者に限定して、従前少し問題になりました取引先企業、とりわけかなり従属的な状態あるような取引先企業からは、確かに保護の仕方が難しいので、難しいというのは重々わかるんですが、一応それは除くということで原案がつくられたという理解でよろしいでしょうか。

幸田消費者調整課長 除くと申しますか、含めると書きにくい状況でございましたので書いてございません。

松本委員長 神田委員どうぞ。

神田委員 今の点ですけれども、やはり取引先というのは、含めるというふうにしていきたいと思いますというふうに思います。

もう一つ質問なんです、例えば指定検査機関ですが、そういうところは書いてある文章の中に含まれるというふうに解釈していいんでしょうか。

幸田消費者調整課長 先ほどの指定検査機関の公的部門、公務員の問題ですか。

神田委員 いえ、公務員ではなくて、検査を委託するような。

幸田消費者調整課長 そこは基本的には労働基準法の適用があるか、あるいは公務員法の適用があるかというだけの問題で、あとは法制の対応が必要かを考えるということではないかと思っております。

松本委員長 稲岡委員どうぞ。

稲岡委員 通報者の範囲でございますが、4行目ぐらいに、下請事業者も入ってございますが、英国の制度でも契約下の労働者という決め方をしていたと思えます。

今、神田委員さんから取引先も含めるべきだという御意見がございましたが、こ

の書き方は労働法的なとらえ方だと思うんですが、事業者から見ますと、下請事業者さんと言いますと、ステークホルダーということから言えば、取引先にもなるわけです。

もし、こういう書き方をするんでしたら、後に出てくる要件に加えて、やはり事業者が自らの責任、または第三者に委託することによって、取引先の意見、相談を受け付けるシステムをつくっていることを1つの要件として考えることも十分考えられるんじゃないか。つまり、内部通報者の類推です、そういうことが考えられるんじゃないかと思うんです。そうしますと、制度的にしっくりくるのではないかと、また通報者の利益も守られるんじゃないかというふうに考えております。

幸田消費者調整課長 ただいまの稲岡委員の御指摘の件でございますが、恐縮でございますが、事前に委員の方々にお送りした後に、若干表現が変わっておりまして、今の部分については、下請けの労働者の部分については、などという中で書き込まさせていただいております。今、稲岡委員が御指摘されたような点も含めて、明確に委員会の場で結論が出ていなかったという御指摘もありまして、「等」という形で漠然とさせていただいております。

今の稲岡委員の御指摘は、それはそれとして承らせていただきます。

稲岡委員 委員長、失礼しました。

松本委員長 清水委員どうぞ。

清水委員 今の点ですけれども、事前に送っていただきました資料と、今日ここで拝見するのと違っておりますけれども、その違った理由というのは、前回の保護の対象とするのが当然であるという締めくくり方は否定してしまったんですか。

幸田消費者調整課長 そういうことではございませんで、この労働誠実性を有する部分については、当然対象にする必要があると考えるわけですけれども、そのときに範囲についてどこまで入れるのかということについては、更にいろんな労働者がいらっしゃいますので、検討すべきであろうというふうに表現を若干直させていただいたという趣旨でございます。

清水委員 それは、もう一回委員会がございますけれども、その中でももう少し詰めるということなんですか、それとも消費者政策部会の方で詰めるということなんですか。

幸田消費者調整課長 今日、ある程度御議論をいただいて、その方向性が出るようであれば、それを踏まえて次回に書きぶりは更に進化させたいと思うんですけ

れども、ある程度コンセンサスが得られる部分ができないようでしたら、ある程度抽象的な表現で委員会の報告としてはまとめざるを得ないのかなというのが率直な今の感じでございます。

松本委員長 宮本委員どうぞ。

宮本委員 3の(1)の②のところなんです。「通報を理由とした解雇」というのは当然なんです、その次の「解雇以外の不利益な取扱いとしては、降格、減給等の懲戒処分のほか不利益な配置転換等」というようなことが列挙されておりますけれども、不利益かどうかは、やはり主観的な問題もあろうかと思うんです。企業側は、いや不利益ではないと言う、本人は不利益だと思う、この不利益という文言が少し気にかかりまして、本人が希望しない配置転換、それからあらゆる差別、あらゆる嫌がらせを含めていただきたいというふうに思うんです。

ここに書いてあるようなことは、当然労働基準法でも保護されるんではないかと思うんですが、ここの内部告発者への嫌がらせとか差別というのは、本当に有形無形のもので、不利益といったような表現では測れないものが多いと思うんです。

そういうことは書き切れないかもしれませんが、不利益という言葉を変えていただけないものかというふうに思います。

松本委員長 荒木委員どうぞ。

荒木委員 今の御指摘と同じ部分について、私は別の意見を持っておりますが、まず、「解雇以外の不利益な取扱いとしては、降格、減給等の懲戒処分のほか不利益な配置転換等の事実行為」とありますが、現在の労働法理論では、配置転換は法律行為というふうに理解されております。

かつては、配転は事実行為であって、裁判所では争えないという議論もありましたが、それは大昔の議論でありまして、現在は、配置転換は法律行為であって、その有効無効は争われるというふうに考えておりますので、ここで事実行為の例として挙げられるのは適切ではないというふうに思います。

事実行為として具体的にどういうものがあるかと言うと、配転等ではなくて、ある人に仕事を与えないとか、あるいは嫌な仕事を与えるとか、こういったことが事実行為であります、それが不利益なものということであれば保護されるということではないかと思えます。

それから今の本人の望まない配転等は、すべて不利益なものともみなして保護すると言いますか、そういう御意見もありましたが、配置転換等に関する争いはしょっ

ちゅう上がっておりまして、本人の望まない配転等は日常茶飯事でございます。それは労働法の部分では、配置転換命令が権利の濫用となるかどうかということで判断されまして、本人の望まない配転というのは、大いにあり得ることでもありますので、そういう観点からここを画すというのは、少し考慮を要するのではないかとこのうふうに思います。

松本委員長 浅岡委員どうぞ。

浅岡委員 先ほどの議論で、下請関係あるいは業務委託関係により、従事する下請労働者、更に取り業者も含めるかということ等が争いになっていて、今、更に検討する必要があるという形で終わるとすれば、これは入らないということの意味していると受け取るべきなんだろうと思います。

少なくとも下請関係というのは、下請業者自身も契約関係を切られることがあり得るので取引業者的な要素も重ね持っていると思いますが、雇用主ではなくて従業員が通報するという意味で違いますけれども、だからこそ下請業者、雇用主は従業員に対して厳しい態度というものも出てくるということは容易に想像つきますし、最近、請負契約的に労働契約を変えていく形態というのは随所に見受けられますので、それは少なくとも入れなければいけないだろうと思います。

話は変わりますが、(1)の①の1行目に外部に通報し、信用低下を招いた場合に、こういう処分が考えられるということで、外部への通報を前提としてすべてこの後に議論があるというふうに読めるんですけども、内部で申立てた場合も、この問題の指摘のような不利益処分がなされる、あるいは事実行為がなされるということはあるのではないのでしょうか、考えなくていいのでしょうかと思います。

ここに「外部に」というふうにあるように、次の4の(1)(2)(3)というの、まさにこの「外部に」という関係でありますし、先ほど高濱委員からも弊害を議論せよというふうなことが言われましたが、内部で問題提起をしたときに、それが濫用であるとか、弊害であるというのは、ほとんど考慮の余地がないだろうと思うんです。真実性も含めて、要件にする必要もないのではないかと。事業者内部でいるんな意見が出るのは、どんな場合であっても、前向きに受け止め、いいことだと考えればよろしいだろうと思うんです。

弊害も含めて、外部との関係が議論されていますが、事務局案では、外部というのが一体何かについて全く説明がないんです。どういう外部が予定されているのかを御説明いただいた上で意見を言いたいと思います。

幸田消費者調整課長 3の(1)の①が外部に限定されているのはどうしてかということですが、浅岡委員と問題意識は同じだと思えますけれども、5ページの一番頭の事業者内部のところにありますように、内部への通報に関しては、不利益な取扱いを受けないのは当然であろう。特に外部の場合についてさまざまな問題が生じるということを書いただけでございまして、それ以上の他意はございません、何か不適切な表現があれば直したいと思います。

それから外部が具体的にどういうところを想定しているかということですが、委員会でも具体的にどういうところを対象にしようという議論は、とりあえずはなかったもので、あった議論としてイギリスの公益開示法を1つの参考にして考えようということですが、そのイギリスの公益開示法においては、外部の通報先、イギリスの場合は1つは行政機関というもので、規制当局が掲げられておりますが、それ以外の外部については、どこそことは明示せずに合理的な理由がある通報先に通報してよいという制度になっているというふうに理解をしております。

浅岡委員 ということは、外部というのは、消費者政策部会の昨年12月17日で提案されたような監督官庁の主務大臣という趣旨ではないというふうに理解をしてよろしいわけですね。

幸田消費者調整課長 まさにおっしゃられるとおり、行政機関以外を排除する趣旨では全然ございません。それは5ページの下の方に書いてあるイギリス公益開示法を参考にすべきということですが、

浅岡委員 そういう趣旨で書くのであれば、(2)の記載のところに、もう少し具体的に書くべきだと思いますし、通報先として議論されるところは行政機関もあれば、警察のような刑事的などところもある、英国公益開示法でも出てきますが、議会等もあれば、法律助言者と呼ばれているところとか、通報者支援センターのようなところはどうかというのがあります。

それから東電の事件などでの経緯を聞きますと、原子力関係の通報をされる方は、原子力資料情報室に行政にこういう通報をしましたということを知らせているということですが、NGOに通報したときはどうなるのか、それも含まれるというふうに私は理解をしていただきたいと思いますけれども、考えなければいけない。

それから、メディアも含めて外部の通報先があるということが見えるようにしていただくこと。もし要件が違うというのであれば、違うことは何なのかということ

を、ここでやはり議論をしておかないといけないと思います。

政府にお任せをするというのは、私はこれまでの経過から言いますと、心配ですので、メディアの場合にどういう要件を考えるのかということについて、もし要件があると言われるのであれば詰めていただきたいと思います。

メディアが通報先となることについて、悪用されるのではないかと、濫用されるのではないかとこの心配が言われていますが、ニュースバリューのないものは、マスメディアでニュースになって出ることはないと思います。メディア批評的には、ボーダーラインで議論があるとは思いますが、些細なことをいちいちメディアがとりあげることはないわけで、些細なことでメディアに通報するのはいけないとの要件を入れるまでしておくことに実質的な意味はないと感じています。ブラック的なメディアというのは、別の考え方をするとということになるのではないかと思います。

もう一点、(2)のところでは例示をしているところは、通報をすれば不利益な取扱いを受ける恐れのある場合等ということで、これだけ例示をしているわけですが、通報すれば不利益な取扱いを受けるため、結局匿名で通報するしか方法がないんです。基本的に匿名で通報することを前提にした外部への通報と感じられます。

それ以上に、例えば証拠が隠滅され、通報の目的を達することができないとの恐れを感じるがゆえに、外部に通知をする、あるいは内部や監督官庁に伝えながら併せて外部にも通知して、しっかり執行されるように、緊張関係で通報目的を実現するようにしたいというふうに考えるということではないかと思うんです。

そういう意味で、ここに自らが不利益な取扱いをする恐れがある場合ということだけをここに記載するということは、その趣旨が伝わらないと思います。

それから、5ページの最後のところですが、その他法令違反等が特に重大であるときという場合に、英国法においては、内部と関係なく外部に通報できるということを盛り込んでいるわけですが、この考え方も事務局案としては、この保護の対象とすべきと考えられるということの中に加えられているというふうに理解してよろしいですか。

幸田消費者調整課長 若干事実関係の御指摘あるいは御確認がありましたので、まず、最初の指摘でございますが、法的な助言者、あるいはメディアをどう扱うのかということでございますが、イギリスの公益開示法におきましては、法的助言者、弁護士さんと言いますか、そういったところへの通報だけは特出した規定がござ

いますけれども、その他の事業者外部につきましては、今、メディア等の規定があるやにおっしゃられましたけれども、何もそこは規定はございません、外部は合理的でありさえすればどこでもいいという形になっております。

ただ、Public Concern at Work の解説書等の中で、マスコミを始め、いろいろ各種団体に対しても当然通報できると解釈されているということだと思えます。

2点目の匿名性の問題ですが、これは以前もこの委員会の中で議論があったかと思えますけれども、この制度の対象とする通報というのは、一応顕名と言いますか、名前を明らかにして行う場合に当然不利益がかかってくる、解雇処分をされる恐れがあるわけでございますので、そういうものを対象に考えるべきであろうということでございます。匿名でなされた場合、その匿名性が最後まで維持されれば、不利益を被ることはないわけでございますので、そこについては考えずに、例えば匿名でやった方が後で明らかになった場合に、これとの関係でどう考えるかというようなことでいいんではないかという御議論があったかと思えます。

3点目の重大なという部分でございますが、そこは5ページの一番下に書いてございますように、特に重大な性質を有するという場合には、その上にありますようなアからウの要件とは別に、そういう要件抜きでイギリスの場合は外部へ開示できるという形になっております。イギリスはそうでございますので、それも参考にとということで、事務局案では書いておるつもりであります。

ただ、これも日本でこういう規定を置く場合に、何の制約もなしに重大なと書けるのか、あるいは例示を幾つか並べて書くのかという非常に日本的な法制の中で、これをどう表現するのかというのは、現実としては非常に難しい問題もあるというふうには考えております。

松本委員長 稲岡委員どうぞ。

稲岡委員 5ページの「(3)両者の関係」のところでございますが、①、②、③とも要件が書かれておりまして、誠実性、真実性の要件に加えて、誹謗、中傷等の不当な目的によるものではなくということが書いてありますが、これは先ほど御議論がございました専ら怨恨などを入れてよろしいかと思えます。

また、私が考えますのに、消費者利益を擁護するためには、不当な目的によるものではなく、侵害され、もしくはその恐れのある消費者利益が現実に存在すると認められる相当の理由があることという要件を入れたらいかかと思えます。

松本委員長 宮本委員どうぞ。

宮本委員 少し教えてほしいんですが、4ページの3(1)の③ですが、アのところ「個別法令の違反行為について行政機関への通報制度を設けること」というのは、対象である行政機関がそういう通報制度を設けることなのか、それとも関連の企業が行政機関への通報制度を設けることということかというのが1点。

第2点がイの「罰則によって適正な通報者保護を担保すること」。この罰則というのは、いろんな行政法の公益通報者保護に違反した企業に対する罰則のことと解釈していいのかどうか。ここのところが少しわからなかったんです。

幸田消費者調整課長 少し事務局案の作り方が悪くて申し訳ございません。(1)の部分は、①②はいわゆる民事ルールの部分について述べておまして、③は従来、A案でしょうか行政法的枠組みということで表現してきた部分で、若干中身の違うことを述べております。

それで、③の部分についてのア、イというのは、これは現に今の、例えば原子炉等規制法とか、そういう法律ではそうなっているということを説明しているにすぎないんですけれども、例えば原子炉等規制法の場合ですと、従業者から主務大臣あるいは原子力安全委員会なんかに通報できますという通報制度を設けている。それにもかかわらず、事業主から不利益な取扱いを受けた場合に、事業者が罰則を受けるという形で、通報者保護について罰則規定が設けられているという、行政法的な枠組みの現状を御説明しているだけでございます。

松本委員長 佐伯委員どうぞ。

佐伯委員 その③についてなんですけれども、私は通報者保護制度を行政的な枠組みとして設けるといふことと、それを罰則で担保するといふことの2つは区別して議論した方がいいといふことを前回に申し上げたんですけれども、その点を明確にするために、アは通報制度を設けて通報したことを理由とする不利益取扱いを禁止すること。イは罰則によって不利益取扱いの禁止を担保するといふ書き方にした方が、先ほどのような誤解もありませんし、明確になるんじゃないかと思えます。

その上で、次の部分は、現行法がたまたまアとイがパッケージになっているものですから、それが必然的なものとして検討を進めているようにも読めます。そうではないようにも読めますが、むしろアの部分については積極的に検討すべきだし、それからそういう制度を設けた上で、更にそれを特に刑罰で担保すべきかどうかといふことについては、慎重に検討すべきだとか、少しニュアンスを変えて書き分け

るのが望ましいのではないかと考えております。

松本委員長 清水委員どうぞ。

清水委員 今、お伺いしたかったのは、3の(1)の③の部分ですが、各分野での仕組みという、行政ルールの特例法の仕組みと、今、ここで検討している公益通報者保護制度という一般法との関係がよくわからなかったものですから、御質問したいと思ったんですけれども、今の佐伯先生のおまとめいただいた部分で理解はできます。

松本委員長 升田委員どうぞ。

升田委員 通報者の範囲のところなんですけれども、これはこの法律によって認められる法的な効果にも密接に関係すると思うんですが、1つは質問で1つは意見なんです、元労働者が公益通報して、それを保護の対象にする、差別的な不利益な扱いをしないというのは、一体それによってどういう法的な効果がもたらされるかというのは、ちょっと想像できないんですけれども、これが質問です。

法律がつくられようとしている全部の体系が、解雇などの労働法上の民事ルールということであれば、形式的な労働者だけではなくて、現在いろんな裁判で実質的な労働者という概念で救済が図られている例もありますので、やはり基本的には労働者という具合に限定していいんじゃないかと思うわけです。

と言いますのは、それ以外のものであれば、例えばいろんな契約があっても、これは雇用契約ではありませんから、例えば契約の条項に基づいて、契約を解除、解約する、あるいは取引を中止するということは、契約上有効に行われるし、それがここで議論になっているような雇用上の保護とは関係がなくなってくるんじゃないかと思うわけでありまして。2つ目は、先ほど議論がありました事業者外部への通報ということで、基本的には外部への通報制度も何らかの形を設ける必要があるだろうと思うんですが、ただ、先ほど議論になっています無限定でいいのかというのは、やはりどうしても懸念がある。

と言いますのは、無限定であるとすれば、例えば一般国民に自らインターネットを通じる、あるいは街頭での活動を通じて外部だということによってこういう制度を利用できるということになると、これはまた相当問題が生じてくるんじゃないか。

逆に事業者外部というものの資格を制限するというのは、だれが資格制限できるかというような問題もあるんですけれども、しかしそこはうまく機能すること考えると、いろんな御意見を踏まえながら、やはり限定した方がいいんじゃないか。

いかという気がするわけです。勿論、それは外部通報への要件をどう設定するかということにも密接に関わってきて、その相関関係にはなると思うんですけども、無限定にという具合にはなかなかいかない。

それから先ほど議論がありました、注釈でそれを書いたからといって、それが認められる見込みは必ずしもないわけですから、やはりできるものは法律上きちんとした方がいいんじゃないかという気がいたします。

松本委員長 神田委員どうぞ。

神田委員 「4. 保護される通報先」のところですけども、(2)の「事業者内部に通報すれば不利益な取扱いを受けるおそれがある場合等一定の要件の下に」とありますが、一定の要件についての検討が私は肝心ではないかと思っていたんですけども、(3)のところ、それは以下のような例を参考として検討すべきであるというふうに先送りをしてしまっていますので、では、この英国の開示法を例にするのかと言えば、表現としてはこうした例も参考としてという形で、これを参考とするというふうに決めているわけではないということで、そういった曖昧さもありまして、今後この辺をどういうふうに詰めていくのかということを少しお聞きしたいと思います。

できれば、一定の要件ということについては、話し合った方がいいんじゃないかと思います。

升田委員 私は、先ほど1つ質問したんですけども、あれはどうなったんでしょうか。

幸田消費者調整課長 元労働者の部分について1つ御質問がございましたが、1つ判決になっているものもあるんですけども、就業規則の中に辞めた後も守秘義務がかかるような定めがあって、それを理由として辞めた後、通報した方について退職金の年金払いを差し止めたみたいなものがある、その取扱いを争った裁判とかもございまして、一部そういうことも確かに考えられる。

ただ、升田委員がおっしゃられるように、どこまでを対象とすべきなのかということについては、もう少し精査が必要であろうということで、ここではふわっとした表現になっております。

それから、外部への通報、あるいは今、神田委員の方からも御指摘がございました英国の公益開示法をどこまで参考にするのかということでございますが、これはもし必要でしたらもう一度御議論いただきたいと思うんですけども、前回までの

御議論ですと、1つの英国公益開示法をモデルにしてつくっていくというようなことだったのかなというふうには理解しております。

松本委員長 片山委員どうぞ。

片山委員 1つは通報者保護の内容なんですが、通報者の秘密をどう守るかということ、この保護の内容に入れるのかどうかは別として、今回の意見の中に入れておいていただきたいというふうに思います。

先ほど企業の事業者内部で通報の受け皿をどうつくるかということ、この意見の中でどう触れるのかという御意見もありましたが、それとも関連する問題であろうかと思いますが、現実には前回御報告しましたように、支援センターの方に、内部に通報したところ、通報したこと自体を事業者内部で公表と言いますか、わかるような形でみんなの前で示されて辛い思いをしていると、これも不利益取扱いの1つだというふうに思いますので、何らかの手当をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、先ほどから出ている通報先の問題なんですが公益通報支援センターのような法律助言者による通報受付先をどう扱うのかということは、前々回でしたか、議論があったかと思うんです。英国の場合は、法律助言者は内部通報先の1つとして挙げられていて、支援センターもそういう扱いになり得るのかなというお話があったと思うんですが、今回のこの意見の中では、それが明らかになっていません。実際に弁護士に資料を持って相談に行ったところ、それが外部通報だとして、懲戒の対象になったという事例もございますので、その点も必ず明確にしていきたいというふうに思います。

それから、英国公益開示法がどうなっているかということ、これまで何度も資料をいただいているんですが、今日いただいた資料2の13ページの3のウの公益開示法の43条のG、Hのところですが、公益開示法の訳が微妙に違ってきているような気がするんですが、後で事務局の方から御説明いただけますか。

特に、内部に通報したら不利益な取扱いを受けるかどうか。それから、証拠隠滅等の恐れがあるかどうかというのは、前回も申し上げましたが、従業者、労働者の方が立証するということに大変難しい事実だろうと思います。それをどういうふうな要件として入れるのか、立証責任をどう考えるのか、本来そういうものは要件とすべきではないのではないかと思いますが、その要件の入れ方というのは大変難しいし、かつ、この法制度を仕組む中で一番大事なところだろうと思うんです。

それを神田委員も指摘されましたが、こんな形で後はお任せというのでは、私としては到底納得がいかない。前々回いろんな意見が出ていましたが、その中では決して英国公益開示法の例に倣ったらいいということではなかったはずなんです。立証責任の難しさということは私も指摘しましたし、何でもかんでも外部通報をOKにするわけにはいかないから、むしろストレートに外部通報に行って、問題になるようなものを除外するような要件設定というのも十分可能だろうと思っています。

そういうことも含めて、もう少しここできちんとした要件の議論を是非していただきたいというふうに思っています。

大村委員 私も英国公益開示法を参考にしてということについての質問ないし意見ですけれども、私の理解では、これを参考にするというのは、内部への通報を前置するというわけではないと、並列的なルートを設定ということと、要件について段階的な取扱いをするという意味で参照するという趣旨であったのではないかと、いうふうに認識しております。

もっと実態に立ち入って、①、②、③というのをベースにして考えるということだと、例えばこれまで議論してきた3ページの「(2) 通報の真実性・誠実性」というものとの要件の関連がどうなるのかということが、少し不鮮明になるのではないかと思います。

私は、この通報の真実性・誠実性については、すべての公益通報について要件として求められているというふうに考えておりますけれども、英国公益開示法については「① 事業者内部への通報」に関しては、通報の内容が真実であると信じるに足る相当の理由があるということというのは、要件に入っていないわけですね。

恐らく、事務局の考えは「② 行政機関への通報」はデフォルトであって、事業者内部へ通報するときには、信じるに足る相当の理由があることが要らないという趣旨ではないと思うんです。事業者内部への通報について、我々が妥当であると思う要件を設定し、行政機関への通報については、更に過重的な要件を設け「③ その他の事業者外部への通報」というのには更に要件を設けるということだろうと思うんですけれども、その要件の中身についてどうするかということについて、必ずしも英国公益開示法がよいということではなかったように認識しておりますが。

松本委員長 浅岡委員どうぞ。

浅岡委員 今回の点は、真実性は、事業者内部でも必要ではないかという面もあるかもしれませんが、前回もイトーヨーカ堂さんからの説明もありましたように、ひ

よっとしたら誤解や思い込みであっても、そういうものを含めて何が真実かは事業者自身が一番わかるわけですから、むしろヘルプライン的には、苦情相談とイトーヨーカ堂さんは言われましたが、事業者内部で処理するものは、そういう類のものの方が多いのではないかと。そう重大ではなく、当事者もひょっとしたら理解が不十分な面もあるかもしれないと、でもそういうものもきちんと受け止めて、働きやすい環境がつくられていくわけで、従業員からの問題提起の受け皿として受け止め対応するということなのではないかと思います。

英国で真実性の要件を入れていないのは、事業者自身は何が真実がよくわかるわけだから、その人に真実を説明することもできるということもあるのではないかと思います。

私は、内部と外部の違いは、重要な問題とか、組織的な根の深い問題は、なかなか内部通報では目的を達することができないと言うか、解決ができにくいという要素を持っているわけですね。だからこそ外部への通報のルートが確保されている必要があると思います。

でも、外部通報する場合については、それなりの真実性の要件も通報者に求めていくことも必要になるのではないかと思います。もう一点、私も(3)の参考としてという部分が、参考にしたけれども、結果として大きく変わってしまう、変質してしまうことがないかと思えます。5ページの最後の「E」について、重要な問題であるときは、内部のルートを通さなくてもよいこと、イのところで証拠隠滅を図られるおそれがあれば、直接外部でもいいんですということがしっかり残ることが重要だと思うんです。

今回、消費者利益の擁護を議論しようとなっているわけですが、消費者の利益に係るような問題というのは、基本的に大変重要なことが多いというふうに認識をしておくことも重要ではないかということなんです。

法令違反等、ここには「等」がありますけれども、これは英国法についてだから「等」があるということですね。英国法をモデルとすれば、先ほどの前半の議論にまた戻ってくることになって、ここに等を残していただかないといけないんですが、重要なことなんだとの認識を持って議論をしているという辺りも、テイクノートしておきたいと思っています。

大村委員 今の浅岡委員の御発言の最初の部分についてなんですけれども、企業がさまざまな通知を受け付けるという制度を構築することが望ましいというのは、

私も全くそのとおりだろうと思うんですけども、ただ、この制度を考えるときに、ここに書かれている保護要件ということの意味なんですけれども、通報を受け付けるための要件ということではないだろうと私は理解しているんです。事後的に不利益取扱いがあったかどうかというのが判断される際に、保護の対象となる通報かどうかというのを判断するための要件ではないかと思っているんですけども、その場合にも事業者内部への通知については、要件を軽減すべきだという御意見でしょうか。

浅岡委員 もし、厳しく真実性を要求されるというふうにしますと、ヘルプラインとしての機能を持ちかねないのではないかと。むしろ事業者の中で多様なことを出してきてもらうということが重要だと考えるのであれば、かえって制約しないことが重要なのではないかと思うんです。これは当たるのか、当たらないのかといつも考えながら内部機関を使うとなると、せっかく設けても使われないのではないかと心配があります。外部通報との関係で制約をすればするほど、そういう要素もまた加味されるということになるんだと思います。

松本委員長 佐伯委員どうぞ。

佐伯委員 今の点は、真実性と誠実性の関係にもよると思うんですけども、私は前にも申し上げましたように、真実性を要求するのであれば誠実性は要らないのではないかと思うんですが、逆に誠実性を要求した場合に、例えば事業者内部への通報で、自分は真実ではないと思うけれども、例えばこういう噂があるので一応調べた方がいいというような通報というのはあり得ると思うんです。

そういう場合、実際には真実ではなかったとしてもチェックをすることができて有益であるとする保護されるべきだろうと思うんですが、そういう通報を保護する手段として、例えば誠実性を使うと、誠実な通報であれば真実ではないし、信じていないと思っていた場合にもいいというようなやり方もあり得るかなと思います。

松本委員長 大村委員どうぞ。

大村委員 先ほど浅岡委員が述べられたようなお考えが、この委員会のコンセンサスであるとするならば、3ページの要件の方の真実性、誠実性の書き方を変えた方がいいのではないかと思うんです。

ここには、真実性、誠実性ということを要求しておいて、事業者内部の場合には、要件を軽くするんだというようなことを仮にすると、結果自体は構わないのかもしれませんが、デフォルトとして想定している線というのは、行政機関へ通報

するというのがデフォルトなんだということになるのではないかと思いますけれども、考え方としては、やはり事業者内部から先へ行くんだというような制度のつくり方にしておいた方がいいのではないかと思いますので、要件について、出発点のところについて合意ができたのならば、前の3ページのところにはその線を書いておくのがよろしいのではないかと私は思います。

松本委員長 升田委員どうぞ。

升田委員 制度全体は、公益通報という中に含まれるかどうかわかりませんが、やはり真実性と全く無関係の制度というのはあり得ないのではないかと思います。

今、おっしゃっているように、どの程度真実であるかという根拠とか、立証の負担とか責任という問題はあると思いますけれども、この事業者内部への通報について、とにかく嘘でもいいという書き方というか、そういう解釈が成り立つような立法というのは、それは制度として破綻しているのではないかという気がするわけですが、その点はいかがなんでしょうか。

浅岡委員 要するに真実性と誠実性というのを両方かけると、重なっている部分があるわけで、嘘を言うのは誠実ではないということになるんだと思うんです。その関係で、どちらに重きを置きながら表現をするかということになります。それから誠実性との関係でも、中傷等のという言葉をもとめてのところで挙げていくことも英国法のことを利用すれば、そうはならないと思うので、英国法では中傷等のというふうには書いていなくて、イン・グッド・フェースとしか書いていないと思いますので、こういう面も整理をし直さないといけないと思います。

松本委員長 大杉委員どうぞ。

大杉委員 5ページの(3)の英国の法律をどのぐらい日本で参考にするかという観点で、①と②は、ほとんどそのまま日本に持ってきていいのか。ただ、先ほど誠実性についてはかなり議論がございましたので、①と②についての規定ぶりについては留意するという前提で、例えばこうするのがどうか、というのが1点。

第2点に、例えば公益等の支援センターのようなものに通報するとどうなるかというところの枠組みだと②番に行く。では弁護士の先生に相談したらどうなるかというのは、多分弁護士が守秘義務を負っているということが、ある程度はそのとおり行動してくれるということが前提ではあるんですが、相談自体は通報ではそもそもないと考えることができますし、今度は相談を受けた弁護士が秘密を守りながら事

業者と交渉をするというふうな部分について①という枠組みの中で載せていくことができるような気がいたしました。

第3点ですけれども、この③というのが実は一番難問でして、例えばインターネットなんかで大々的に流すとか、マスコミをかなりあおり立てるような論調のものに載ってしまうと余りいいわけではないんですけれども、ではマスコミに持っていくことが全部だめかという、決してそういうことではなくて、イギリスの法律で③のところの要件が 5つ並んでいて、5つ目は更に4つの中のどれかということなんですが、非常に混乱と言いますか、複雑な書きぶりになっているのは、この問題が非常に難しいからでして、上の(2)の我が国の外部への通報のところの2行目冒頭に「一定の要件」という形で、現在もまだここが明らかにされていないのは、ここは非常に難しいということの意味を意味していて、ここを議論しないといけないような気がしております。

全くここに固執するわけではないんですが、私の現時点での直感で言いますと、例えば通報先の選び方とか、通報の仕方ですね、なるべく公益の方に重視していて、その範囲で不必要に企業の経済的な利益を損わないようなやり方というのは、勿論あるはずで、ただ何らかの制限があっていいと思うんですけれども、不用意なことを書いてしまうと、外部通報を著しく制約してしまうような読み方もできまして、ですからあくまで現時点の直感に留まるんですけれども、通報先の選び方、通報の仕方等々の状況が著しく不相当ではないことみたいな、そういう程度の書き方しかできないのかなと思っていました。

イギリスの③番に関して言いますと、4つ目の「すべての事情からみて通報を行うことについて合理的な理由があること」というのは、恐らくその辺に係ってくるのではないかと想像しています。この点についていろいろな意見をもう少し出しておく必要があるかと存じます。

松本委員長 升田委員どうぞ。

升田委員 いたずらに議論を仕掛けるつもりはないんですが、資料の13ページに英国公益開示法で掲げられている要件と、今回の案の5ページに掲げられている要件というのは、同じようなんですけれども、実は違うところがあります。先ほどのところで不当な目的によるものではなく、誠実に行われたことというのは、先ほどのような不当な目的というのは、非常に限定的に解するとすれば、先ほどの嘘でもいいということは誠実ではないという解釈には結び付かないというところがあります。

それから、日本法では確かに信じるに足る相当の理由という具合にしばしば使われますけれども、substantially true というのが、嘘でもいいけれども、何か根拠があればいいというのが、あるいは真実でないといけなけれども、全部真実でなくても大部分、あるいは基本的な部分が真実であればいいという意味なのか、そこが少し言葉の微妙な使い勝手によって曲げられている可能性があるのではないかという気がするわけで、やはり基本的には制度全体は真実の内容を通報をするというのが根底にあるという具合に言わざるを得ないわけで、それが全部真実であっていいのか、一部であってもやはり効果を受けることができるのか、あるいはそのときにどういった資料、あるいはどういった根拠に基づいてそう言っているのかとか、あるいは誤解があったときにどこまで救済できるかというような議論をするべきではないかという具合に考えます。

松本委員長 宮本委員どうぞ。

宮本委員 今回の御意見ですが、そういうことが1つの要件として設定されるのであって、例えば内部通報の場合は、各企業あるいは行政が、いかなる小さなことであっても懸念するようなこと、疑問に思うようなことは、その組織内で通報してくれというような言い方をしているんです。それは真実であるかないかということは余り関係ないんです。

内部で通報するからこそ、それは真実であるかないかは内部が調査して、真実でないかもしれない、しかしそれは内部で調査してわかるから、痛手を被らない、損害にもならないということであるから、それは内部の通報に関しては、ほとんど要件はなくて、誠実にという程度でいいのではないかと。真実であるということが要件であれば、本当にこれは真実か、真実ではないかもしれないということで情報を提供しようと思ってもできないんです。真実が要件になれば、それはなかなかおっかなくてできないということで、真実に至る、いろんな相当な理由があるということではないかと私は思います。

それは、行政の第2のところ、あるいは第3の外部へのところの要件でいいのではないかというふうに思います。

松本委員長 大村委員どうぞ。

大村委員 今回の宮本委員の御発言とも関連するんですけれども、確かに企業なんかには、どんなに小さなことでもいいから伝えてくれというヘルプラインを設けられている企業もあると思いますけれども、それを法制度に置き換えるということは、

そういうものを設けていない企業についてもすべて同じ準則を課するということになるわけですが、果たしてそういう考え方でよいのかを議論すべきだろうと思います。

しかし、他方で、そういうふうに何でも言ってくれと言っている企業が、後でそれを基に不利益な取扱いをするということをどう評価するかということも考えなければいけない。

更にもう一つ言うと、何でも言ってくれというルートを開いているがゆえに、事後的にその企業が不利益に扱われるというのも、またおかしな話なので、そういうルートを開いていることが、企業にとってそういうルートを開くインセンティブになるような制度を仕組むということは3番目に必要なのではないかと思います。

最後の点等の関連で言いますと、以前にも出たと思いますけれども、内部への通報と行政機関等への通報で、実体要件は同じでいいのかもしれないけれども、企業内部の制度の整備を反映するような手続の要件をかませた方がいいのかなという気もいたします。

宮本委員 御意見を返すようで申し訳ないんですが、だからこそ私は、第1は内部、第2は行政機関、第3は外部というふうな要件を厳しくしていき、その要件をクリアしているかどうかは、それは訴えたときの裁判で判定されるということだろうと思います。

松本委員長 いろいろと御意見をお出しいただきましたが、特に5ページの通報先ごとにどのような保護の要件を設定するかというところをめぐって、さまざまな御意見が出されました。

この事務局の原案だと、一定の要件の下においてはということで、政府に対してすべて白紙委任のような書きぶりですが、それは余り好ましくない。もう少し具体的なところまで、この委員会で議論をするべきだという御意見の方が強いようだと思います。

本日の御意見を基にして、もう一度事務局から、この辺りについて、イギリス法をどの程度参考にするのかも含めまして、具体的に要件をうまく書けるかどうかは別ですが、もう少し議論しやすい形で幾つか案をお出しいただくという感じにしたいと思います。

もう時間を超過しておりますけれども、全体を通じまして、特に次回にこの報告書を書き直して提出していただくことに向けて、是非こういう点という御指摘がご

ございましたらお出してください。

清水委員 遅れて参りましたので、念押しみたいな形で恐縮ですが、「はじめに」というところで、国民生活審議会の消費者政策部会の議事録などを拝見しておりますと、いろいろな議論があって、消費者利益の擁護の議論に特化していいかどうかという議論もあったわけです。そういう流れを全く無視してこういう書きぶりにするということは問題があります。国民生活審議会の消費者政策部会での議論、要するに、本来は包括的な法制であるべきだという意見とか、他の分野でも公益通報者保護制度が必要なんだという議論もあったわけだし、パブリックコメントでもそういうのが出ているわけですから、そういう議論を消してしまうような「はじめに」という書きぶりは、次回には少し工夫していただきたいと思います。

松本委員長 それでは、本日の議論を踏まえて報告書の案の修正を行い、次回4月21日の会合において再度御審議をいただき、報告書のとりまとめを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

幸田消費者調整課長 次回の委員会は、今、委員長からお話ございましたように、4月21日月曜日の9時半から12時ということで、本日と同じこの場所で開催する予定でございます。

松本委員長 それでは、本日は2時間半以上にわたって御議論をいただきまして、ありがとうございました。これで閉会いたします。